

## 令和3年及び4年度運営指導（実地指導）における指摘事項

### 【運営基準】

#### ○通所系

1. 宿泊デイにおいて基準を超えた利用者の受入れが確認された。  
→定員の範囲での受け入れをすること。
2. 宿泊デイにおいて適用できない介護保険による福祉用具貸与が確認された。  
→介護保険制度を遵守し、基準の範囲で運営を行うこと。
3. ケアマネジメントなど一連のプロセスに不備がある。  
→一連のケアマネジメントプロセスを適切に行い、記録を残すこと。
4. 必要な変更届出等の提出がなされていない。  
→適切に書類の変更及び必要な届出を行うこと。
5. 運営推進会議の開催がされていない。  
→コロナ禍であっても、書面開催など開催すること。

#### ○居住系

1. 利用料等の受領において、現金受領、振込となっているが、金庫を管理している職員が不在であると、現金受領ができず利用者家族に負担がある。  
→施設内での現金管理について検討し、安全な管理に努めること。

### 【人員基準】

1. 業務日誌に夜勤者の記載が確認できなかった。  
→指導事項：適切な記録の整備に努めること。
2. 運営上配置を必要とする職種の記載が勤務表に記載が確認できない。  
→適切な記載を行うこと。